

令和8年度斑鳩町創業支援事業補助金 実施要項（追加募集）

1. 事業目的

観光振興や地域経済の発展と雇用の促進をはかるため、斑鳩町内において創業または新規事業所の開設を行おうとする個人または法人に対し、予算の範囲内で斑鳩町創業支援事業補助金を交付する。

2. 募集期間

令和8年7月21日（火）～令和8年8月31日（月）

3. 申請方法（下記①または②のどちらかにて申請をしてください。）

①募集期間内に斑鳩町創業支援事業補助金交付申請書及び関係書類を添えて斑鳩町地域振興課へ提出してください。

<提出書類>

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・認定連携創業支援事業者による支援確認書（様式第3号）
- ・補助対象経費の内容が確認できる見積書等の書類
※工事請負契約を締結するものに関しては3社以上の見積書が必要です。
- ・事業実施位置図
- ・図面（配置図、平面図及び立面図を含む）
- ・前年又は前事業年度の収入等がわかる書類
- ・市町村税の滞納がない旨の証明書
- ・許認可を証する書類の写し又は届出書の写し
- ・誓約書（様式第4号）
- ・その他町長が必要と認める書類

②募集期間内に斑鳩町電子申請フォームにて、必要事項の入力及び関係書類をアップロードしてください。

<アップロードが必要な書類>

- ・事業計画書
※上記①の様式第2号とは別のものであることに注意してください。
- ・補助対象経費の内容が確認できる見積書等の書類
※工事請負契約を締結するものに関しては3社以上の見積書が必要です。
- ・事業実施位置図
- ・図面（配置図、平面図及び立面図を含む）
- ・前年又は前事業年度の収入等がわかる書類
- ・市町村税の滞納がない旨の証明書

- ・許認可を証する書類の写し又は届出書の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

※上記①または②のどちらの場合であっても、必ず事前相談をお願いいたします。

4. 補助対象者

- ・斑鳩町内において創業事業を行おうとする者であること。
- ・創業事業を実施する場所において、当該事業を5年以上継続し、年間200日以上営業する意志を持つ者であること。
- ・本町の創業支援窓口を利用し、認定連携創業支援事業者による事業計画書の確認を受けている者であること。
- ・許認可又は届出を必要とする業種の創業事業にあっては、許認可を受けた（受ける見込みも含む。）、又は届出を行った（行う見込みも含む。）者であること。
- ・地域住民と融和を図るとともに、地域振興及び経済の発展に努める意志を持つ者であること。

5. 補助対象経費

- ・補助対象事業所の新設に伴う改修等に係る費用（不動産購入費及び仮設店舗等設置費を除く。）
- ・設備及び備品購入費（中古品購入費、車両購入費及び汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の購入費を除く。）
- ・補助事業の実施に必要な広告宣伝費
- ・事業計画書に基づく事業を開始した日の属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、その月）から起算して12月間に係る補助対象事業所に係る賃借料（共益費及び駐車場使用料等は除き、1月につき、2万円を上限とする。）

6. 補助金額

＜その他地区＞

- ・創業・新規事業所の開設
最大25万円補助（補助率1／2以内）、募集件数：1件

7. 注意事項

- ・申請を希望する人は、必ず事前にご相談ください。（対象となるか確認を行います）
- ・申請より前に着工や創業・新規事業所の開設を行った場合は、申請できません。
- ・募集件数を上回った場合は、下記の通り、補助対象者を決定します。

＜募集件数を上回った場合＞

次の通り優先要件および優先順位に基づき補助対象者を決定します。

「優先要件」

- ア) 申請者が町内在住者（法人の場合は本社が町内、または代表者が町内在住者）
 ※町外在住者が本補助金の交付を受け、開業する日までに、町内に在住している場合を含む。

イ) 重点創業促進事業の「業種」

- (1) 物品販売業（観光振興に資すると認められるものに限る。）
- (2) 飲食業
- (3) 自家販売のための食品製造業
- (4) 美術品、工芸品の製作業または展示販売業
- (5) ホテルまたは旅館業
- (6) その他、観光振興に資する用途で町長が認める業種

「優先順位」

- (第1位) ア および イ の両方の要件を満たしている
- (第2位) ア の要件を満たしている
- (第3位) イ の要件を満たしている
- (第4位) 上記以外

※上記優先順位によって、補助対象者が決定しなかった場合は、公開抽選により補助対象者を決定します。

※申請総額が予算の範囲内の場合は、補助対象者を決定します。

<参考>

創業支援事業補助金の対象地域・業種・補助対象経費・補助額の計算	
対象地域	町内全域
業 種	全業種 ※フランチャイズ契約やチェーンストア等の契約に基づく事業は不可
補助対象経費	①事業所の新設に伴う改修等に係る費用（不動産購入費および仮設店舗等設置費を除く。） ②設備および備品購入費（中古品購入費、車両購入費および汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できないものを除く。） ③補助事業の実施に必要な広告宣伝費 ④事業所に係る賃借料（事業開始後12ヶ月分。共益費および駐車場使用等は除く。） ※④については、1か月あたり2万円（12か月で24万円）を上限とします。
補助額の計算	○次のアとイの合計額 ア 補助対象経費①～③ 予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内の額 イ 補助対象経費④ 予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内の額 （※アで算出した補助金額が上限となり、イのみの申請はできません。）